

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 9 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800170号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800075号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC市役所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年4月1日から昭和37年4月1日まで
② 平成9年7月1日から平成11年4月1日まで

請求期間①については、A社に臨時職員として勤務していたが、年金記録が確認できない。請求期間②については、平成8年5月から平成11年3月末までC市D事業所のE職として任用され、当該期間中、C市役所から引き続き給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたはずであるが、途中の平成9年7月1日に被保険者資格を喪失した記録になっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が請求期間後の昭和38年4月1日に採用された事業所から提出された請求者が当時記入したとする履歴書及び請求者を記憶する同僚の証言により、期間の特定はできないものの、請求者がA社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、請求期間当時の「社員」や「契約社員」の人事記録を保管しているが、請求者に関する資料はなく在籍の確認ができないため、厚生年金保険の届出、保険料納付及び保険料控除について回答できないとしていることから、請求者のA社における雇用形態及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が同じく臨時職員として同期入社した同僚として氏名を挙げた者に照会したが、病気のため照会に応じることができない旨の回答があり、請求者の勤務の実態、厚生年金保険への加入及び保険料の控除について当該同僚に確認することができない。

さらに、上記同僚以外の請求期間においてA社で厚生年金保険被保険者記録の確認できる被保険者に照会したが、回答のあった者のうち、入社時の雇用形態が正社員以外であると回答し

た者については、記憶する入社時期より後に厚生年金保険の資格を取得しており、このうち複数の者が正社員になってから社会保険に加入した旨回答していることから、正社員以外の雇用形態の場合は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入する取り扱いではなかったことがうかがえる上、いずれの者からも請求期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な陳述を得ることはできない。

- 2 請求期間②について、C市を編入したF市から提出されたC市役所職員名簿の写し（平成8年4月1日現在、平成9年7月1日現在、平成10年4月1日現在）及び請求者から提出された新聞記事などの資料により、期間の特定はできないものの、請求者がC市D事業所に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、F市から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、C市（当時）は請求者が平成9年7月1日に被保険者資格を喪失した旨届け出たことが確認でき、F市は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付しておらず、給与からも保険料を控除していない旨回答している。

また、全国健康保険協会F支部の回答によると、請求者は請求期間全てを含む平成9年7月1日から平成11年7月1日までの期間について、健康保険の任意継続被保険者になっていたことが確認できる上、請求者から提出された平成11年度市民税・県民税納税通知書に記載された平成10年分の社会保険料控除額は、健康保険の任意継続被保険者としての12か月分の健康保険料と一致しており、厚生年金保険料は含まれていないものと推認され、請求者は請求期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

さらに、雇用保険の加入記録では平成9年6月30日に離職した記録となっており、厚生年金保険のオンライン記録における被保険者資格喪失日と符合している。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800214号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800074号

第1 結論

請求期間について、請求者の医療法人財団A病院(現在は、医療法人財団B)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

昭和57年3月3日に医療法人財団A病院に入社し、平成元年9月30日に退職したが、ねんきん特別便により、医療法人財団A病院に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が退職日と同日の平成元年9月30日と記録されていることがわかった。当該病院では経理(給与計算等)を担当しており、退職日の翌日が同資格喪失日であることは知っていた。経理担当として私自身が最終給与から厚生年金保険料を控除したことは間違いないので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、医療法人財団A病院に平成元年9月30日まで勤務し、当該月の厚生年金保険料が事業主により控除されていた旨主張している。

しかしながら、医療法人財団Bから提出された請求者に係る辞令簿により、請求者の医療法人財団A病院における辞令年月日は、平成元年9月29日であることが確認できるとともに、「願に依り退職を承認する」と記されているところ、同会は、退職者本人から提出された退職日の記載がある退職願を受理し、退職願に記載されている退職日を辞令日として辞令簿に記録している旨回答している。

また、C県病院厚生年金基金代表清算人から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)並びに企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録照会(回答)により、請求者の医療法人財団A病院における厚生年金基金加入員資格喪失年月日は、請求者のオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と同日の平成元年9月30日と記録されていることが確認でき、当該資格喪失年月日は、請求者の医療法人財団A病院における雇用保険の離職年月日(平成元年9月29日)とも符合していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、医療法人財団A病院において、請求者と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び同資格喪失年月日が近接し（概ね2年以内）、かつ同資格喪失年月日が月の末日又は1日である厚生年金保険被保険者9名を抽出し照会したところ、3名から連絡があったものの、退職時における給料明細書の提供は得られない上、請求者から提出された名刺に記載されている自宅の住所地であるD市及びC県病院厚生年金基金代表清算人から提出された資格喪失届に記載された住所地であるE市が合併により発足したF市は、請求者の請求期間当時の課税資料について、保管期限が過ぎているため資料がない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、医療法人財団Bは、請求者の請求内容どおりの届出、厚生年金保険料の控除及び納付については、関連資料の保存期間が過ぎているため確認できない旨回答及び陳述しているほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。